

「国の月次支援金」を活用願います。

国では、令和3年4月以降の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響を受けた事業者への支援として、「月次支援金」を新たに創設しました。

「月次支援金」は、5月から北海道が緊急事態措置区域となったことに伴い、道内の幅広い事業者が対象となるほか、先に案内している「国の一時支援金」や「道の特別支援金」との併給も可能となっておりますので、道の時短要請に伴う協力金の対象となっていない事業者も積極的にご利用願います。

1. 給付要件

- ① 国の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う「飲食店・1,000㎡超施設の休業・時短営業」又は「外出自粛等の影響」を受けていること
- ② 2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少していること

※休業・時短営業に伴う協力金の対象となっている事業者の皆様は対象外となります。

2. 給付額

- 中小法人等 上限20万円
- 個人事業者等 上限10万円

3. 申請

- 申請受付期間 4月分・5月分：6月中下旬～8月中下旬まで
6月分：7月1日～8月31日
- 申請手続き オンライン申請

4. お問い合わせ先（相談窓口）

国の相談窓口にご相談、お問い合わせ願います。

【事務局 相談窓口】 TEL：0120-211-240

IP電話等からのお問合せ先：03-6629-0479（通話料がかかります）

※受付時間：8:30～19:00（土日・祝日含む全日対応）

【事務局 ホームページ】

URL：https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html

「北海道の特別支援金」も活用願います。

2020年11月から2021年3月までの間、時短対象飲食店等との取引がある事業者や外出・往來の自粛等による影響を受けた事業者で、2020年11月～2021年3月の期間のいずれかの月で月間事業収入が前年または前々年同月と比較して50%以上減少した月がある事業者に北海道の特別支援金（中小法人等20万円、個人事業者等10万円）が支給されます。上記月次支援金との併給可能で、申請期限は8月末まで、申請書類は役場又は鬼脇支所にありますので、ぜひ活用願います。

なお、道の特別支援金給付決定者には、町の支援金として10万円を支給しますので給付決定となりましたら町産業振興課(82-1114)まで連絡のうえ申請願います。

☆役場又は鬼脇支所には各種支援金のパンフレット等を用意してあります。